



発行 新潟県

第3号

平成27年1月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 27 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課）
- 28 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定更新（障害福祉課）
- 29 漁船損害等補償法第112条第4項の規定による漁船保険加入区の指定変更について（水産課）
- 30 平成25年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 31 公共測量の実施通知（監理課）

教育委員会告示

- 1 口頭により開示請求をすることができる個人情報を選定する告示（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成27年1月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
大手薬局塚野目調剤	三条市塚野目4-19-17	精神通院医療	平成27年1月1日
安江調剤薬局	上越市安江1丁目2-19	精神通院医療	平成27年1月1日

◎新潟県告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

平成27年1月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
燕三条調剤薬局	燕市井土巻4丁目280番	精神通院医療	平成27年1月1日
ウエルシア薬局新潟水原店	阿賀野市中島町1258-7	精神通院医療	平成27年1月1日

訪問看護ステーション中条愛広苑	胎内市十二天91番地	精神通院医療	平成27年 1 月 1 日
-----------------	------------	--------	---------------

◎新潟県告示第29号

漁船損害等補償法（昭和27年政令第28号）第112条第4項の規定により所有する指定漁船の全部を政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険に付さなければならない指定漁船所有者の範囲を定めるための地域の指定を次のとおり変更する。

平成27年 1 月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

変更前の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区 域
相川	佐渡市相川一丁目、相川一丁目浜町、相川一丁目裏町、相川市町、相川石扣町、相川板町、相川六右衛門町、相川羽田村、相川羽田町、相川西坂町、相川濁川町、相川二丁目、相川二丁目浜町、相川二丁目新浜町、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸村、相川勘四郎町、上相川町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川上京町、相川紙屋町、相川大工町、相川惣徳町、相川長坂町、相川中京町、相川中寺町、相川奈良町、相川馬町、相川弥十郎町、相川八百屋町、相川米屋町、相川小六町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小右衛門町、相川江戸沢町、相川四十物町、相川会津町、相川海士町、相川左門町、相川材木町、相川坂下町、相川三丁目、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町、相川北沢町、相川銀山町、相川夕白町、相川南沢町、相川味噌屋町、相川水金町、相川新五郎町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川下寺町、相川下京町、相川新西坂町、相川塩屋町、相川新材木町、相川下山之神町、相川柴町、相川四丁目、相川四丁目浜町、相川新浜町、下相川、相川広間町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川諏訪町、相川炭屋町、相川鹿伏の区域
稲鯨	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見、八幡、八幡新町、八幡町、河原田本町、河原田諏訪町、中原、鍛冶町、石田、上長木、下長木、長木、上矢馳、二宮、市野沢、真光寺、山田、青野、窪田、東大通、沢根五十里、沢根簗町、沢根炭屋町、沢根、沢根町の区域

変更後の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区 域
稲鯨	佐渡市相川一丁目、相川一丁目浜町、相川一丁目裏町、相川市町、相川石扣町、相川板町、相川六右衛門町、相川羽田村、相川羽田町、相川西坂町、相川濁川町、相川二丁目、相川二丁目浜町、相川二丁目新浜町、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸村、相川勘四郎町、上相川町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川上京町、相川紙屋町、相川大工町、相川惣徳町、相川長坂町、相川中京町、相川中寺町、相川奈良町、相川馬町、相川弥十郎町、相川八百屋町、相川米屋町、相川小六町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小右衛門町、相川江戸沢町、相川四十物町、相川会津町、相川海士町、相川左門町、相川材木町、相川坂下町、相川三丁目、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町、相川北沢町、相川銀山町、相川夕白町、相川南沢町、相川味噌屋町、相川水金町、相川新五郎町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川下寺町、相川下京町、相川新西坂町、相川塩屋町、相川新材木町、相川下山之神町、相川柴町、相川四丁目、相川四丁目浜町、相川新浜町、下相川、相川広間町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川諏訪町、

	相川炭屋町、相川鹿伏、相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見、八幡、八幡新町、八幡町、河原田本町、河原田諏訪町、中原、鍛冶町、石田、上長木、下長木、長木、上矢馳、二宮、市野沢、真光寺、山田、青野、窪田、東大通、沢根五十里、沢根竈町、沢根炭屋町、沢根、沢根町の区域
--	--

◎新潟県告示第30号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画（平成26年4月11日新潟県告示633号）を次のとおり変更する。

平成27年1月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06－15計画区・第06－16計画区・第02－22－1計画区・第05－16計画区・第02－19－1計画区・第02－19－2計画区・第03－19－3計画区・第03－20－2計画区・第14－12－1計画区及び第14－13－1計画区	平成25年4月1日から平成26年10月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第25計画区・第26計画区及び第27計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第3計画区・市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区及び市街第7計画区	〃
見附市	見附市の第2計画区・第3計画区及び第4計画区	〃
村上市	村上市の山第35計画区・山第36計画区・山第32－2計画区・朝第28計画区・朝第28－3計画区・朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・神第30計画区・神第31計画区及び神第32計画区	平成25年5月23日から平成26年3月31日まで
燕市	燕市の第36計画区・第37計画区・第38計画区及び第39計画区	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
糸魚川市	糸魚川市の第18計画区・第20計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第34計画区・第35計画区及び第36－1計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第48計画区・第49計画区・第50計画区及び第51計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第6計画区・第14－1計画区・第19－1計画区・第41	平成25年4月1日から平成

	－ 1 計画区・第41－ 2 計画区・第50計画区・第 7 計画区・第 8 計画区・第 S 9 計画区・第 S14 計画区・第 S10 計画区及び第 S11 計画区	27年3月31日まで
南魚沼市	南魚沼市の第 5 計画区・第 6 計画区・第 7 計画区及び南魚沼市計画区	平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
胎内市	胎内市の第38計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第30計画区・第31計画区・第32計画区・第33計画区・第34計画区及び第35計画区	平成25年 4 月 1 日から平成26年 8 月20日まで
阿賀町	阿賀町の第 1 計画区及び第 2 計画区	平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
田上町	田上町の第 1 計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第101計画区・第102－ 1 計画区及び第102－ 2 計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第08計画区・第09計画区及び第11－ 2 計画区	〃
関川村	関川村の第14－ 2 計画区・第14－ 3 計画区・第14－ 4 計画区・第14－ 5 計画区・及び第14－ 6 計画区	〃
粟島浦村	粟島浦村の第 6 － 3 計画区	〃

◎新潟県告示第31号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、三条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 1月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（管内図修正）
- 2 作業期間 平成26年12月 5 日から平成27年 3 月20日まで
- 3 作業地域 三条市の一部

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第 1 号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第 2 号）第25条第 1 項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年 7 月 1 日新潟県教育委員会告示第22号）の一部を次のとおり改正し、平成27年 1 月13日以後に実施する試験等から適用する。

平成27年 1月13日

新潟県教育委員会

委員長 外 山 迪 子

次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求 をすることができる保 有個人情報の項目		口頭によ り開示請 求をする	口頭によ り開示請 求をする	口頭により開示請求 をすることができる保 有個人情報の項目		口頭によ り開示請 求をする	口頭によ り開示請 求をする
試験等の 名称	開示する 内容	ことがで きる期間	ことがで きる場所	試験等の 名称	開示する 内容	ことがで きる期間	ことがで きる場所
県立学校 職員（技 能 労 務 職）採用 選考考査	種目別得 点及び総 合ランク	(略)	教育庁総 務課	県立学校 職員（技 能 労 務 職）採用 選考考査	総合ラン ク	(略)	教育庁総 務課
職員採用 選考考査 （任期付 職員）	種目別得 点及び総 合ランク	合格発表 の日から 1 か月間					
(略)				(略)			